

【認定請求書添付資料一覧】

資 料 区 分		(注1) 診断書 (初診日・負傷部位明記)	負傷部位図	治療状況報告書	現認書・事実証明書	災害発生状況図	出勤簿の写	時間外勤務命令簿の写	宿日直勤務命令簿の写	勤務割表の写	勤務時間に関する規定	通勤届の写	(縮尺地図のコピー) (通勤・出張)経路図	事故発生状況報告書	交通事故証明書〔人身〕	出張命令簿の写	腰痛発症状況報告書	既往病歴報告書	同意書(認定用)	文書の写 研修実施に関する	文書の写 訓練実施に関する	その他の添付資料
公務	勤務時間中	○	○	○	○	○	○											(注5) (○)	(注5) (○)			(○)
	時間外 (休日)勤務	○	○	○	○	○	○	○										(注5) (○)	(注5) (○)			(○)
	宿日直勤務	○	○	○	○	○	○		○									(注5) (○)	(注5) (○)			(○)
	交替制勤務	○	○	○	○	○	○			○	○							(注5) (○)	(注5) (○)			(○)
	通勤途上	○	○	○	○	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)	○	(注2) ○	(注7) (○)	(○)			(注5) (○)	(注5) (○)			(注3) 参照
	出張中	○	○	○	○	○	○						(注2) ○	(注7) (○)	(○)	○		(注5) (○)	(注5) (○)			(○)
	研修中	○	○	○	○	○	○											(注5) (○)	(注5) (○)	○		(○)
	訓練中	○	○	○	○	○	○	(○)										(注5) (○)	(注5) (○)		○	(○)
	レクリエーション 参加中	○	○	○	○	○	○											(注5) (○)	(注5) (○)			(注4) 参照
通勤	交通事故 による負傷	○	○	○	○		○					○	(注2) ○	○	○			(注5) (○)	(注5) (○)			(注3) 参照
	その他 による負傷	○	○	○	○	○	○					○	(注2) ○					(注5) (○)	(注5) (○)			(注3) 参照
公務・通勤 特殊事例	(災害性) 腰痛	○	○	○	○	○	○										○	○	○			(○)
	(非災害性) 腰痛	○	○	○	○	○	○										○	○	○			(○)
	脳・心臓疾患	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○			(注6) 参照
	精神疾患 (自殺含む)	○	(○)	(○)	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○			(注6) 参照

※○は必ず添付。(○)は必要に応じて添付。

※上記のほかにも事案によっては、さらに資料が必要な場合がある。

また、基金が被災職員本人に代わって医療機関等本人以外の者から個人情報を取得する必要がある場合は、被災職員(死亡している場合は、その遺族)の同意書が必要となる。

※第三者加害事案の場合には、上記のほかにも提出が必要な資料がある。

詳細は「第三者加害事案について」を参照。

◇「第三者加害事案」とは、補償の原因である災害が、第三者の不法行為によって生じた場合をいい、「交通事故」、「公務執行妨害事故」、「校内暴力事故」及び「飼い犬による咬傷事故」などが典型的である。

(注1) 死亡の場合、死体検案書をもって代えることができる。

(注2) ①通勤の場合…自宅・勤務場所・災害発生場所の三地点を明記した縮尺地図。この地図に、被災当日の順路を赤線で示し、事故の発生した地点を×印で表示すること。
※通勤届と経路が異なる際は(注3)①も併せて参照。

②出張の場合…勤務場所・出張先・災害発生場所の三地点を明記した縮尺地図。この地図に被災当日の順路を赤線で示し、事故の発生した地点を×印で表示すること。

(注3) ①被災当日の交通手段、経路が通勤届と異なる場合
交通手段、経路が通勤届と異なる理由を申立書(支部様式第11号)に記入し、当日の経路を赤線で、通勤届の経路を青線で縮尺地図に記入する。

②出・退勤時間が通常と異なる場合
異なる理由を証明する資料を添付すること。

③第三者加害事案の場合は、「第三者加害事案について」―「7 第三者加害事案に関する必要書類」に記載の書類も添付すること。

(注4) 以下の資料を添付すること

- 1 レクリエーションに係る証明書(支部様式第12号)
- 2 年間実施計画
- 3 当該レクリエーションの実施計画
- 4 実施要綱
- 5 通知文
- 6 参加者名簿
- 7 勤務時間中の場合は、勤務上の取扱いに関する資料
- 8 試合の組合せ表及び対戦結果
- 9 共同主催の場合は、共同開催に係る実施伺いや通知文などの関係書類

(注5) 頸椎捻挫、腰椎捻挫(外傷性頸部症候群)、脱臼、その他疾病全般の場合

- ①認定用同意書
- ②既往病歴報告書(負担部位に関する既往について)
を添付すること。

(注6) 熊本県支部へお問い合わせください(災害発生状況を確認し添付資料を説明します)。

(注7) 以下の資料を添付すること

- 1 現場状況写真
- 2 車両損傷状況写真